「YONAGO まちかどステージ」共通ガイドライン

１　時間および場所の調整（予約不要）

・1 組あたりの 1 回の使用時間は最長 1 時間以内とし、毎時 0 分で交代すること（他団体との譲り合いを徹底）。
・1 組あたりの使用面積は 10 ㎡以内とし、各都市公園・米子市道の指定された範囲内で行うこと。
・他の利用者と日時・場所が重複した場合は、当事者同士で協議のうえ調整すること。
・市その他の事業者が実施するイベント等が開催される場合は、使用不可とする。

２　実施時の遵守事項・管理責任

・ストリートパフォーマンスを実施する時には、米子市から発行された登録証を掲示すること。
・実施時は、交付された許可書等を必ず携帯すること。
・通行人や他の利用者の支障にならないようにすること。パフォーマンスが通行人や他の公園利用者の支障となると判断される場合は、直ちに中止すること。
・大きな音が出る楽器、一人で持ち運びができない大きさの楽器・機材の使用は不可。（例：ドラムセット、太鼓など）
・利用者や歩行者に対する強引な呼び込み等の過度な声掛けは行わないこと。
・都市公園並びに、米子市道の指定された範囲及びその周辺への車両の駐車・乗り入れは禁止とする。
・使用後は周辺の清掃およびゴミ拾いを行い、必ず原状回復すること。
・住宅等が近隣にある場所では、騒音等について事前に十分な配慮・調整を行うこと。
・本行為に伴い発生した事故、紛争、損害等については、実施者の責任において解決すること。
・米子市などから是正指導や中止要請等の指導があった場合は応じること。
・米子市道での実施にあたっては、道路使用許可条件を遵守すること。
・各都市公園・米子市道で別に定めるガイドラインを遵守すること。

３　金銭の取り扱い・物品販売

・観覧者からの任意の金銭授受（いわゆる「投げ銭」）は可とする。
・チケット、CD、各種グッズ等の物品販売行為は一律禁止とする。

４　状況報告

・市から要請があった場合は、実施回数や活動状況等を報告すること。